

議 案 第 2 1 号

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償について定めるため。

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和 3 1 年松戸市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「掲げる委員会の委員」の次に「、農地利用最適化推進委員」を加える。

別表 1 中

「

農業委員会	会長	月額 68,000 円
	委員	月額 52,000 円

」を

「

農業委員会	会長	月額 68,000 円
	委員	月額 52,000 円
農地利用最適化推進委員		月額 47,000 円

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。